

働きながら妊娠・出産・育児をするあなたへ

職場でつらい思い、していませんか？

妊娠・出産・育児休業等を理由に、事業主が解雇やパートへの契約変更など不利益な取扱いを行うことは、「違法」です。

たとえば①

妊娠を報告したら、正社員からパートに変更すると言われた!!

たとえば②

上司から、「パートに育休は無い」と言われ、退職を迫られた!!

たとえば③

育児休業を取得するなら、復職後は降格させると言われた!!

STOP!
不利益
取扱い



これって法律違反?と思ったら、ひとりで悩む前にご相談ください

妊娠中に利用できる制度

Q: つわりがひどくて大変。会社に相談したら、「通常の勤務をしてくれないと困る」と言われた…

A: つわりなど妊娠中の症状について医師から指導を受けた場合、会社に伝えることで母性健康管理措置を受けることができます（作業の制限、勤務時間短縮、休業等）。

医師からの指導を正確に伝えるため、「母性健康管理指導事項連絡カード」を利用しましょう！様式はほとんどの母子健康手帳に掲載されています。

有期契約労働者の育児休業

Q: パートや派遣、契約社員でも育休を取れますか？

A: パートや派遣、契約社員等の有期契約でも、1歳6か月までの間に雇用関係が終了することが確実ではない労働者は、育児休業を取得できます。

具体的には、育児休業申出の時点で、書面又は口頭により「次期契約は更新しない」と明示されていなければ、原則として取得可能です。

ただし、育児休業申出の時点で入社1年未満の労働者は、労使協定の締結により、取得できない場合があります。

育児休業の取得期間等

Q: 保育所に入所できないのですが、育児休業を延長できますか？

A: 1歳以降の期間について保育所に申込みを行ったが入所できない等の場合には、1歳6か月まで延長できます。
1歳6か月以降も保育所に申込みを行ったが入所できない等の場合には、2歳まで再延長可能！

Q: 男性も、女性と同じように育休を取れますか？

A: 女性と同様に取得できます。以下の種類があります。
産後パパ育休（出生時育児休業）：出生後8週間以内に、28日間まで、2回に分割して取得可能。
育児休業：1歳に達するまで、2回に分割して取得可能。
※ 夫婦双方が育児休業を取得する場合、1歳2か月までの間の1年間、育児休業を取得できます。

復職後の両立支援制度

Q: 保育園の送迎のため勤務時間を短縮できますか？

A: 子どもが3歳になるまで、1日の所定労働時間を6時間に短縮する短時間勤務制度を利用できます。
また、子が小学校就学前まで、所定外労働の制限（残業の免除）を受けることができます。

Q: 子どもが病気になったとき、会社を休めるか心配…

A: 子の看護等休暇として、小学校3年生修了までの子が1人の場合は年5日（2人以上の場合は年10日）、時間単位で休むことができます（有給か無給かは会社の定めによる）。

怪我・病気の子の世話や、健康診断のほか、感染症に伴う学級閉鎖、卒園式・入学式等でも取得できます。



さらに、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関して、以下のうち2つ以上の措置を選択して講ずることが新たに事業主に義務付け！（令和7年10月1日施行）

①フレックスタイム又は時差出勤 ②テレワーク ③短時間勤務 ④養育両立支援休暇 ⑤保育施設の設置運営等

ご相談・お問合せ先 群馬労働局 雇用環境・均等室（匿名可、無料です）TEL 027-896-4739

〒371-8567 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階 受付 8時30分～17時15分（土日祝日・年末年始除く）



妊娠から復職後までの詳しい流れについて、裏面もご覧ください。

令和7年9月作成

